

平成27年第8回田野畑村議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	平成27年 9月 2日					
招 集 の 場 所	田 野 畑 村 役 場					
開 閉 会 日 時	開 会 平成27年 9月10日			議 長	工 藤 求	
	閉 会 平成27年 9月16日					
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 9名 欠席 1名	議席 番号	氏 名	出席 等別	議席 番号	氏 名	出席 等別
	1	大 森 一	出	6	中 村 勝 明	出
	2	畠 山 拓 雄	出	7	鈴 木 隆 昭	出
	3	上 山 明 美	出	8	中 村 芳 正	欠
	4	菊 地 大	出	9	佐々木 芳 利	出
	5	上 村 繁 幸	出	10	工 藤 求	出
会議録署名議員	3	上 山 明 美		4	菊 地 大	
職務のため議場に 出席した者の氏名	事務局 局長	大 澤 喜 男	主任 主査	工 藤 隆 彦		
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	村 長	石 原 弘		教 育 長	斐 岩 敏 雄	
	副 村 長	酒 井 淳		教 育 次 長	畠 山 淳 一	
	総 務 課 長	佐々木 靖				
	政策推進課長 復興対策課長	久 保 豊				
	税 務 会 計 課 長	早 野 円				
	生活環境課長 保健福祉課長	佐 藤 俊 一				
	建設第一課長 建設第二課長	畠 山 恵 太				
	産業振興課長	佐々木 卓 男				
	政策推進課主幹	山 本 章 博		政 策 推 進 課 主 任 主 査	渡 辺 謙 克	
	政策推進課主幹	工 藤 光 幸		復 興 対 策 課 主 任 主 査	佐 藤 智 佳	
	総 務 課 主 幹	畠 山 哲		税 務 会 計 課 主 任 主 査	菊 地 正 次	
	総 務 課 主 幹	佐々木 修		生 活 環 境 課 主 任 主 査	佐々木 和 也	
	保健福祉課主幹	大 上 高 広		建 設 第 一 課 主 任 主 査	早 野 和 彦	
総務課主任主査	大 森 泉		建 設 第 二 課 主 任 主 査	佐々木 賢 司		
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成27年第8回田野畑村議会定例会会議録

議事日程（第2号）

平成27年 9月14日（月曜日） 午前10時00分開議

開 議

- 日程第1 報告第1号 平成26年度田野畑村の財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第2 議案第1号 島越漁港地区水産飲雑用水施設（切牛浄水系）切牛浄水場整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第3 議案第2号 平井賀漁港地区土地利用高度化再編整備羅賀地区その1工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第4 議案第3号 村道長嶺線橋梁上部工架設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第5 議案第4号 村道長嶺線（滝ノ沢の2工区）道路改良舗装工事請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第6 議案第5号 田野畑村再生可能エネルギー設備設置工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第7 議案第6号 集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第7号 田野畑村手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第8号 田野畑村特定個人情報保護条例
- 日程第10 議案第9号 平成27年度田野畑村一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第10号 平成27年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第11号 平成27年度田野畑村簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第12号 平成27年度田野畑村集落排水特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第13号 平成27年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第14号 平成27年度田野畑村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

散 会

◎開議の宣告

○議長【工藤 求君】 ただいまの出席議員は9人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長【工藤 求君】 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長【工藤 求君】 日程に従い進行します。

日程第1、報告第1号 平成26年度田野畑村の財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 報告第1号 平成26年度田野畑村の財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明いたします。

お手元に説明資料を配付してございますので、ごらん願えればと思います。地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて財政の早期健全化または財政再生計画を策定する制度を定め、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とする地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成26年度の田野畑村の健全化判断比率及び資本不足比率について、監査委員の意見を付して報告とするものでございます。

次に、内容につきましては次のとおりでございます。健全化判断比率、該当するものは実質公債費比率であり、25年度10.5%から比率を0.9下げ9.6%になったところであり、早期健全化基準の25%は下回っているところであります。

資金不足比率については該当はございません。

以上のように、本村の健全化判断比率はいずれも国の定める健全化基準未満となっております。この早期健全化基準を上回ると、年度末までに財政健全化計画の策定をしなければならないことになっておりますことから、今後とも議会の皆様のご協力を得ながら健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

なお、監査委員の審査意見書は別添のとおりとなっておりますので、ごらん願いたいと思いま

す。

以上、報告第1号の説明を終わります。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

報告第1号を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第2、議案第1号 島越漁港地区水産飲雑用水施設（切牛浄水系）切牛浄水場整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設第一課長。

○建設第一課長【畠山恵太君】 議案第1号 島越漁港地区水産飲雑用水施設（切牛浄水系）切牛浄水場整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

平成27年3月27日に議会の議決を経た島越漁港地区水産飲雑用水施設（切牛浄水系）切牛浄水場整備工事の請負に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名、島越漁港地区水産飲雑用水施設（切牛浄水系）切牛浄水場整備工事。

工事場所、田野畑村大芦地内。

変更の内容、契約金額でございますが、変更前が3億308万4,720円、変更後でございますが、3億565万1,880円。

受注者、宮城県仙台市青葉区一番町4丁目6番1号、株式会社フソウ東北支店、支店長、亀田浩。

256万7,160円の増額の主な理由でございますが、機械類の凍結防止のために浄水場内に暖房施設を2台、また既設の配管との接続のための異形管の追加でございます。この工事は9月に完成いたしますが、浄水場はもう8月の頭から稼働させているところでございます。

提案理由でございますが、島越漁港地区水産飲雑用水施設（切牛浄水系）切牛浄水場整備工事の変更請負契約を締結しようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第1号 島越漁港地区水産飲雑用水施設(切牛浄水系)切牛浄水場整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについては原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第3、議案第2号 平井賀漁港地区土地利用高度化再編整備羅賀地区その1工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設第一課長。

○建設第一課長【畠山恵太君】 議案第2号 平井賀漁港地区土地利用高度化再編整備羅賀地区その1工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

平井賀漁港地区土地利用高度化再編整備羅賀地区その1工事の請負に関し、次のとおり契約をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名、平井賀漁港地区土地利用高度化再編整備羅賀地区その1工事。

工事場所、田野畑村羅賀地内。

請負金額、4億1,040万円、うち取引に係る消費税額及び地方消費税額3,040万円。

受注者、住所、岩手県下閉伊郡田野畑村羅賀268番地1、氏名、佐藤建設株式会社、代表取締役、佐藤治。

お手元の図面をごらん願います。工事場所でございますが、羅賀荘向かいの県道及びその背後地の1次かさ上げの工事でございます。県道かさ上げをするため海側に擁壁を設置いたしますが、その床掘の影響で県道まで掘削しますので、県道を少し山側といいますか、この図面で言えば上側のほうに切りかえます。それから、背後地の計画まで、中までの盛り土でございますが、県道部分の盛り土が終わり、県に引き渡してからになります。主な工事内容でございますが、補強土壁工、盛り土、県道切りかえでございます。

提案理由でございますが、平井賀漁港地区土地利用高度化再編整備羅賀地区その1工事の請負

契約を締結しようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

9番、佐々木芳利君。

○9番【佐々木芳利君】 この中央の部分、高さ的には何メートルの高さで。

○議長【工藤 求君】 建設第一課長。

○建設第一課長【畠山恵太君】 TPプラス21.3メートルでございます。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 この図面を見てふと心配になったのがございまして、というのは結局仮にまた津波が発生した場合、この図面の、要は羅賀荘方面に向かう道路、これが狭くなるわけですよね。そうすると、この部分に水が集中しませんか。そこら辺はどのようにお考えになっているのか。

○議長【工藤 求君】 建設第一課長。

○建設第一課長【畠山恵太君】 このかさ上げ後の津波シミュレーションを実施しておりまして、ちょうど県道にぶつかるころ、新たに、そこまでの津波俎上高という結果になっております。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 土地利用高度化再編事業でありまして、先ほど説明があったかもしれませんが、工期について完成時期はいつになるかお聞かせいただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 建設第一課長。

○建設第一課長【畠山恵太君】 契約上は来年3月でございますが、実質は平成29年度まで、最後の盛り土、それからあと水産用地整備含めまして平成29年度と見込んでございます。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 その水産用地整備なのですが、倉庫等だと思うのですが、平井賀に限ってお聞きをいたしますが、地権者は何人で、恐らく全部用地承諾したから今回の議会提案だと思うのですが、今回の議案の地権者は何名なのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 建設第一課長。

○建設第一課長【畠山恵太君】 地権者さんは約40名でございます。そしてあと、工事発注するに当たりまして同意書、起工承諾をいただいております。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 この地権者40名については用地承諾をしたということですので、所有権の移転は村というふうに考えていいのでしょうか。

○議長【工藤 求君】 建設第一課長。

○建設第一課長【畠山恵太君】 高度利用の用地分につきましては村で買い取ります。それから、個

人利用の分でございますが、個人利用といいますのはこの事業によって代替地を希望されている方という意味でございますけれども、一旦村で買い上げまして、そして盛り土、それから区画を直してから地権者さんに分譲するという形のほうでございます。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 一課長の答弁ですと、工期はこの議案は来年の3月までということなのですが、水産用地等の整備等も含めて、水産用地の工期の今質問もちょっと、見通しなものですから聞いておかないと、聞かれたとき無責任だと叱られる可能性がありますので、それらの見通しもこの際答えれる範囲でお聞かせをいただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 建設第一課長。

○建設第一課長【畠山恵太君】 今回はその1工事ということでございまして、暫定盛り土でございます。この盛り土量が全体で6万5,000立米を考えておりまして、今回は4万5,000立米の盛り土を計上しております。この工事の形が見えてまいりましたらば、その2工事として盛り土ですとか、あと表面の処理、そういったものを考えておりますが、工事自体はでき上がるのは平成29年度と考えてございます。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 今の答弁を私なりに勝手に解釈いたしますと、まず今回はその1が3月までの工期と、その2があるようですから、その2の工期は29年の何月ごろ、これは見通しでありますから答えれると思いますので、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 建設第一課長。

○建設第一課長【畠山恵太君】 その1工事でございますけれども、平成28年度に終わらせたいと考えております。その2工事でございますが、平成29年度いっぱいかかるものと考えております。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 私はあえて一般質問で取り上げたわけですが、今回は産業振興課長に答弁をこの議案でいただきたいわけですが、相互に関連があると思いますので。やっぱりその2工事が29年度いっぱいかかるということは、それ以降なのですね、倉庫の建築施設建設は。そういうふうに理解していいでしょうか。今のうちからそういうことを共同利用倉庫を希望する方々にはっきりと説明すべきだと思いますが、どうでしょうか。そのことが漁民に対する行政の親切だと思いますが、どうでしょうか。

○議長【工藤 求君】 産業振興課長。

○産業振興課長【佐々木卓男君】 共同利用倉庫の関係ということは、今建設一課長のほうから工事についてはそのとおり、工期的なものを話されましたが、基本的には造成した後に倉庫ができるというのはそのとおりです。それから、準備等においてはこの間の一般質問の中で説明しましたが、土地利用の関係の倉庫関係の方々には、まず地権者の方々に説明をして意向調査等を通して

やってきました。そして、今度は共同利用倉庫においては、羅賀地区においては今現在で10名ほどの意向確認があるわけですが、それは前にも言いましたが、高台団地等に來ている方だとか、さまざま倉庫を建てている方だとかいうこともありまして、そしてそれは今後一人ずつに再度確認をして、そして共同利用倉庫が何人ということを確認して、そして調査設計のほうに入っていて、そこの工事が完了した後にすぐに、造成後に着手できるような段取りを進めていきたいというふうに考えております。

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第2号 平井賀漁港地区土地利用高度化再編整備羅賀地区その1工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第4、議案第3号 村道長嶺線橋梁上部工架設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設第一課長。

○建設第一課長【畠山恵太君】 議案第3号 村道長嶺線橋梁上部工架設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

村道長嶺線橋梁上部工架設工事の請負に関し、次のとおり契約をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名、村道長嶺線橋梁上部工架設工事。

工事場所、田野畑村一の渡地内。

契約金額、9,396万円、うち取引に係る消費税額及び地方消費税額696万円。

受注者、住所、岩手県盛岡市盛岡駅前北通4番5号、氏名、東日本コンクリート株式会社盛岡営業所、盛岡営業所長、長崎幸夫でございます。

お手元の図面をごらん願います。図面の右側の部分は池名の改良が終わっているところの路線

でございます。図面の左側が国道45号タッチの部分で、県道と十字路になる部分でございます。今回の工事場所でございますが、国道45号そばの二級河川普代川を横断するための橋梁上部工でございます。橋の長さが25.5メートル、全幅は7メートルの2車線でございます。

提案理由でございますが、村道長嶺線橋梁上部工架設工事の請負契約を締結しようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第3号 村道長嶺線橋梁上部工架設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第5、議案第4号 村道長嶺線（滝ノ沢の2工区）道路改良舗装工事請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設第一課長。

○建設第一課長【畠山恵太君】 議案第4号 村道長嶺線（滝ノ沢の2工区）道路改良舗装工事請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

村道長嶺線（滝ノ沢の2工区）道路改良舗装工事の請負に関し、次のとおり契約をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名、村道長嶺線（滝ノ沢の2工区）道路改良舗装工事。

工事場所、田野畑村滝ノ沢地内。

契約金額、5億1,840万円、うち取引に係る消費税額及び地方消費税額3,840万円。

受注者、高德建設（株）・大崎建設（株）特定共同企業体、代表者、住所、岩手県下閉伊郡岩

泉町門字水上52番地1、氏名、高德建設株式会社、代表取締役、高橋清人、構成員、住所、岩手県下閉伊郡田野畑村和野263番地1、氏名、大崎建設株式会社、代表取締役、畠山陸也。

お手元の図面をごらん願います。先ほど説明した平面図でございますが、今回の発注区間がちょうど計画路線の中央付近の延長で1,025.6メートルの区間でございます。長嶺線の全体計画の5.8キロのうち未発注区間が右のほう、池名寄りの約2.2キロが残っております。この分につきましては国有林ですので、林野庁の許可が出次第、年度内発注をする予定としてございます。主な工種でございますが、切り土、盛り土、側溝、舗装でございます。

提案理由でございますが、村道長嶺線（滝ノ沢の2工区）道路改良舗装工事の請負契約を締結しようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

5番、上村繁幸君。

○5番【上村繁幸君】 完成時期と、それから未発注の区間について今説明がありましたが、これはいろいろ手続もあると思いますけれども、2,000メートルちょっと一気に発注する予定でありますか。

○議長【工藤 求君】 建設第一課長。

○建設第一課長【畠山恵太君】 まず、完成時期でございますが、今回の工事につきましては平成28年度いっぱいかかるものと考えております。

それと、未発注区間の2.2キロございまして、それを1つの工事でやるとちょっと工期的にかかると考えますので、今時点の考えは半分に割って、約1キロぐらいずつにして、全部の完成を平成29年度には完成させたいと考えてございます。

○議長【工藤 求君】 5番、上村繁幸君。

○5番【上村繁幸君】 2つの工区に分けるということですが、その2つとも年度内の発注ということですか。

○議長【工藤 求君】 建設第一課長。

○建設第一課長【畠山恵太君】 2つとも発注したいと考えております。

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第4号 村道長嶺線（滝ノ沢の2工区）道路改良舗装工事請負契約の締結に関し議決を求めることについては原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第6、議案第5号 田野畑村再生可能エネルギー設備設置工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

政策推進課長。

○政策推進課長【久保 豊君】 議案第5号 田野畑村再生可能エネルギー設備設置工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

田野畑村再生可能エネルギー設備設置工事の請負に関し、次のとおり契約をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名、田野畑村再生可能エネルギー設備設置工事。

工事場所、田野畑村村内18施設

契約金額、7,862万4,000円、うち取引に係る消費税額及び地方消費税額582万4,000円。

受注者、住所、岩手県宮古市上鼻2丁目1番12号、氏名、株式会社ユアテック宮古営業所、所長、佐々木正人。

完成は平成28年1月末を予定してございます。

別紙の資料をごらんいただきたいと思います。議案第5号の資料でございます。右の概要図の太陽光・風力兼用街路灯を村内にある18の防災拠点施設と避難所の敷地内に33基設置するものでございます。

議案にお戻り願います。提案理由でございますが、田野畑村再生可能エネルギー設備設置工事の請負契約を締結しようとするものであります。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

9番、佐々木芳利君。

○9番【佐々木芳利君】 設置場所の18番、尾肝要、これ具体的にどの場所でしょうか。

○議長【工藤 求君】 政策推進課、工藤主幹。

○政策推進課主幹【工藤光幸君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

18番、主要観光地中継基地という名称の部分であります。尾肝要の公民館がある敷地、あそこは広く舗装になっておりますが、あそこの敷地内でございます。

○議長【工藤 求君】 9番、佐々木芳利君。

○9番【佐々木芳利君】 では、村長にお願いがあります。このとおり主要観光地の中継基地なわけでありますので、自動車道の南北方面、両方向の乗り入れの対応をひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。補足します。片側インターですか。ですから、これは両方向からの利用ができるように、ここに主要観光地の中継基地とうたわれておりますので、ぜひその辺も含めて対応をお願ひしたいと。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 沿岸道路の整備については本線優先ということで整備方針が決まっております、今議員の質問に関しては今後皆さんとともにその整備ができるように努力してまいりたいと思ひます。

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第5号 田野畑村再生可能エネルギー設備設置工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第7、議案第6号 集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設第一課長。

○建設第一課長【畠山恵太君】 議案第6号 集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

次のページの新旧対照表をお開きください。今回の改正は、左のほうの表に追加されました平井賀地区漁集事業で整備しております平井賀及び海鳴台浄化槽の2基、それから島越地区漁集事業で整備する上村浄化槽、合わせて3基を追加するものでございます。

施行期日は平成27年10月1日です。

提案理由でございますが、漁業集落防災機能強化事業の実施に伴い、新たに集落排水処理施設

を設置したため所要の改正をしようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第6号 集落排水処理施設条例の一部を改正する条例は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第8、議案第7号 田野畑村手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長【佐藤俊一君】 議案第7号 田野畑村手数料条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

田野畑村手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

別紙の議案第7号条例案概要をごらん願います。田野畑村手数料条例の一部を改正する条例案概要。第1、改正趣旨、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号の通知カードの再交付等に伴う手数料を新設するため、所要の改正をしようとする事。

第2、改正案内容、(1)、番号法の規定による個人番号の通知カードの再交付手数料を1件について500円と規定すること。(2)、番号法の規定による個人番号カードの再交付手数料を1件につき800円と規定すること。(3)、住民基本台帳カードの交付は平成27年12月31日をもって終了することから、手数料を削除すること。

第3、施行期日等、この条例は平成27年10月5日から施行すること。ただし、個人番号の通知カード再交付手数料(上記第2(1))以外の規定は平成28年1月1日から施行すること。

なお、この通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の500円と800円、この額についてでございますが、国からそれぞれこれを交付するための経費が500円と800円かかる旨の通知が来てございます。つまり村民から再交付の手数料を村が受領した場合、その手数料を村のほうに納付することになります。

議案にお戻り願います。理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号の通知カードの再交付等に伴う手数料を新設するため、所要の改正をしようとするものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 これを改正することには別に異議ございませんが、ちなみに確認しておきたいのですが、住基カード、今まで何枚発行されているのか、その枚数だけ確認をしたいと思いますが。

○議長【工藤 求君】 生活環境課長。

○生活環境課長【佐藤俊一君】 確認して、連絡したいと思います。今ちょっと手元に資料がございません。

○議長【工藤 求君】 答弁を保留し、次に移りますが、質疑ありませんか。

6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 これは手数料に係る制度改正のものでありますので、本当は補正予算で質疑しようかなと思っていました。一般質問でも出ていましたので、担当課長に単刀直入にお尋ねをしたいわけですが、マイナンバー制度について不安や、10月5日から通知カードを各個人に発送することになるわけですが、大丈夫、間に合いそうですか。

○議長【工藤 求君】 生活環境課長。

○生活環境課長【佐藤俊一君】 中村議員にお答えいたしますが、通知カードは市町村というよりも、直接機構のほうから発送になります。それで、その分は大丈夫かと思うのですが、通知カードと番号カードについての理解をどのぐらい得られるかと。簡単に申しますと、最初に10月に配布するのが通知カード、おおむね仮カードといいますが、個人に番号が与えられます。それは子供から高齢者まで全国民にいくわけですが、これで用が足りると思われるものもありますし、それと一緒に番号カードを取得するための申請書の用紙が入っているわけですが、それで申請すれば身分証明書にもなるということで、そのためには写真を張って送り返すというようなものも出てきますが、いろんな新聞にもさまざま出ておまして、理解するのは非常にまだまだ国民も、村民もそうですが、難しいのかなと。この間の一般質問で上山議員からも質問あったとおり、周知方法についてはまず9月広報でやったわけですが、10月号にもやって、さらに問い合わせ等には丁

寧に対応していきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 それこそ単刀直入にお聞かせをいただきたいわけですが、封筒に入れたり通知カード、それは現体制の村の職員でやるのかなと思っていたのですが、今の答弁ですと機構に頼むと、どこの機構に頼むわけですか。

○議長【工藤 求君】 生活環境課長。

○生活環境課長【佐藤俊一君】 こっちが頼むのではなくて、国のほうから、地方公共団体のシステム機構というところからの送付になるものであります。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 後で休憩中にでも課長から個人的に聞こうかなとは思っていたのですが、そうすると全世帯に送付するのは村の職員ではやらないというわけですか。

○議長【工藤 求君】 生活環境課長。

○生活環境課長【佐藤俊一君】 まず、村民の現住所があるところに郵送されることとなります。それで、簡易書留で送付される予定でございますので、本人がいない場合には、例えば住所が羅賀なら羅賀にあって、住んでいるのが違うところだったり、そういうような場合も、中には住所を変えていない人がいる場合がございます。その場合は郵便局の判断で転送させるのかどうかは、郵便局と機構での話し合いもあるようでございますし、最終的に郵便物が届かないというものは村のほうにそれは来ますので、村で現在どこに住んでいるかというのを確認して配布したいと考えているところでございます。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 手数料条例ですので、これからの質疑は後に譲りたいと思うのですが、全般的に見て何ら不安はないというふうに担当課長はお考えですか。それとも封筒と簡易書留で全世帯、10月の初旬には各世帯に届くはずなのですが、私は大混乱を来して、住民も行政もえらいことになるのではないかというふうに考えていました。事務手続が煩雑で、あるいは特別に臨時職員等も採用しなければどうにもならないのではないかと心配が、実は素人でありますから持っていたのですが、何ら大方問題はないというふうにお考えでしょうか。

○議長【工藤 求君】 生活環境課長。

○生活環境課長【佐藤俊一君】 お答えいたしますが、不安がないと言えようそになるかもしれませんが、現段階では大きい都市に比べてその辺のところとか、ある程度確認できるのかなと思っておるところでございます。今のところ村としての対応で臨時というのは考えていないところですが、何かなかなか国のほうからも詳細がまだ見えない部分もあったりして、後から通知が来るといのもございます。その点がちょっと不安なところもあります。

以上でございます。

○議長【工藤 求君】 生活環境課、佐々木主任主査。

○生活環境課主任主査【佐々木和也君】 先ほどの住基カードの発行件数についてお答えします。

これまでに63件発行しておりまして、その後死亡や転出などがありまして、現在有効なカードは53枚となっております。

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第7号 田野畑村手数料条例の一部を改正する条例……暫時休憩します。

休憩（午前10時50分）

再開（午前10時50分）

○議長【工藤 求君】 再開します。

議案第7号 田野畑村手数料条例の一部を改正する条例は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第9、議案第8号 田野畑村特定個人情報保護条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【佐々木 靖君】 議案第8号 田野畑村特定個人情報保護条例についてご説明いたします。

田野畑村特定個人情報保護条例を別紙のとおり制定するものでございます。

お手元に配付してございます条例案概要をごらん願います。第1、制定趣旨、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する特定個人情報等の安全かつ適切な取り扱いを行うため、本条例を制定しようとする事。

第2、条例案の内容、(1)、条例の目的、用語の定義について規定すること。(2)、特定個人情報の取り扱いについて規定すること。(3)、特定個人情報の開示、訂正及び利用停止について

規定すること。

第3、施行期日等でございますが、この条例は番号法施行の日（平成27年10月5日）から施行すること。

議案にお戻り願います。提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する特定個人情報等の安全かつ適切な取り扱いを行うため、本条例を制定しようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

1番、大森一君。

○1番【大森 一君】 この条例を見ますと、保有特定個人情報というものの扱いに十分な配慮をお願いしたいということだけ申し上げておきます。これを誤ると特定個人情報が氾濫するということで、役場で持っている情報の管理、保有特定個人情報、これの扱いについてはよくよく慎重な取り扱いをお願いしたいと。

○議長【工藤 求君】 回答はいいですか。

○1番【大森 一君】 はい、お願いします。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 1番は回答は要らないというふうなのですが、これが年金関係で6月に個人情報 leaked という報道がなされました。今回のこれらの条例改正、国で決めた法律に基づいての今回の条例制定だと思っておりますので、leaked した場合の責任、法律にも定めてあると思うのですが、やっぱり田野畑村役場で情報が漏れた場合の責任は最終的には村長でしょうか。確認しておきたいと思っております。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 法律の規定に基づき、それは管理団体の長である私ということになります。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 確認のために、絶対漏れないということが一番の趣旨ですので、私も全く賛成なのですが、最終的に村長に責任があるとして、罰則規定は設けているかどうか、これまた確認しておきたいと思っております。

○議長【工藤 求君】 総務課、佐々木主幹。

○総務課主幹【佐々木 修君】 罰則規定は設けておりません。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 それらもあって、久慈市議会を傍聴しました。そしたら、久慈市の担当の部長は罰則規定があるという答弁でしたので、確認をして、統一見解を出していただきたいと思っております。今回の議案の賛否には関係がありませんので、あしたまででいいですから、ぜひ統一見解

を出していただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 9番、佐々木芳利君。

○9番【佐々木芳利君】 今の関連であります、例えば第8条の条文からいくと 法令遵守者ですが、公務員の秘密を守る義務の範疇ですか。ダブっている場合、8条を見た場合。そうしますと、村の定める罰則規定、あるいはもっと大きな国段階の秘密保持関係の罰則規定、その対応でも対応は可能ではないですか。そのあたり、村独自の設ける事情がありますか。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 全般として公務員にある守秘義務は当然のことでありまして、それは地公法のほうに定められている範疇にあって、これは業務にでも含めた私は規定であるという解釈でございますので、久慈の見解については議員がおっしゃったとおり確認はさせていただきます。

○議長【工藤 求君】 3番、上山明美君。

○3番【上山明美君】 やっぱり個人情報ということで、かなりぴりぴりしているところもあるのですけれども、担当職員とか、またそれ以外に当然公務員として守秘義務があるということだったのですけれども、マイナンバーとかこのことを扱う職員に対する特別な研修とか、あとは職員全員が同一的な見解を持つというような研修とか勉強会とか、そういうふうなのはしているのか、またする予定があるのかお伺いします。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 三役会議及び幹部会議の中でも職員の徹底を図るということで、これからも適宜研修会等を進めるところです。なお、このセキュリティーの監視については全般にわたって国の制度上、今国が検討していますけれども、さまざまな問題等をお聞きしておりますけれども、村として実施する場合について今議員がおっしゃるとおり、セキュリティーやらその処理のあり方についてしっかり統一を図れるように、管理及び研修等を重ねてまいりたいと考えております。

○議長【工藤 求君】 1番、大森一君。

○1番【大森 一君】 ちょっと思考を変える必要があると思っています。こういう情報の問題であれば。公務員は全体の奉仕者であるという規定があるわけですが、法律に。ただ、今はそういうことではなくて、やっぱり職員一人一人が、特に管理職が自分たちが田野畑村の主役であるという認識を持ってほしいのです。俺らがきちんとやって村をリードしていくのだという、そういう主役意識が強まれば組織を、つまり個人情報が漏れるというようなのはないのではないかなと、そういうことで信頼を勝ち得ていくという道を探るといのが大事ではないのでしょうか。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 今議員のおっしゃるのが基本だと思っております、常日ごろ人のため、村民のためということで、村民が常に我々を見ていただいて、我々もそれに応えていくということの基本にしていけば、おのずと道は簡単に、基礎的なものが生まれてくると思いますので、ご意見

のとおり、それを肝に銘じて業務を執行させていきたいと考えております。

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第8号 田野畑村特定個人情報保護条例は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

11時15分まで休憩します。

休憩 (午前11時01分)

再開 (午前11時17分)

○議長【工藤 求君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第10、議案第9号 平成27年度田野畑村一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【佐々木 靖君】 議案第9号 平成27年度田野畑村一般会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございますが、今回2億3,463万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131億2,919万7,000円とする内容でございます。

5ページをごらん願います。第2条、地方債補正の変更でございます。臨時財政対策債として819万8,000円を追加し、限度額を1億719万8,000円に変更するものでございます。

8ページをごらん願います。主なものについてご説明いたします。歳入でございます。9款地方交付税の1目地方交付税でございますが、特別交付税といたしまして1,903万6,000円追加計上してございます。

9ページをごらん願います。14款県支出金の4目農林水産業費県補助金の3節水産業費補助金でございますが、岩手県東日本大震災復興交付金として1,188万9,000円減額計上してございます。

次に、17款繰入金の5目東日本大震災復興交付金基金繰入金でございますが、東日本大震災復興交付金基金繰入金として1億1,360万5,000円を追加計上してございます。また、6目東日本大震災津波復興基金市町村交付金基金繰入金でございますが、東日本大震災津波復興基金市町村交付金繰入金として1,922万5,000円追加計上してございます。

11ページをごらん願います。歳出でございます。今回の補正におきましては、派遣職員や任期付職員等の増減などにより人件費を計上しておりますが、各費目での説明は省略させていただきますので、ご了承願います。

2款総務費の5目財産管理費の18節備品購入費でございますが、車両購入費といたしまして670万円を追加計上してございます。これは村長車ほか1台、合わせて2台の公用車を購入するものでございます。

12ページをごらん願います。2款総務費、3目社会保障・税番号制度費の13節委託料でございますが、個人番号カード裏面印字システム導入委託料、特定個人情報ネットワークセキュリティシステム導入委託料、合わせまして286万5,000円を計上してございます。

13ページをごらん願います。4款衛生費の1目保健衛生総務費の28節繰出金でございますが、簡易水道特別会計繰出金として1億3,320万円を計上してございます。また、2目予防費の13節委託料でございますが、定期予防接種委託料、任意予防接種委託料、インフルエンザ予防接種委託料をあわせまして442万5,000円追加計上してございます。これは薬剤単価の上昇等によるものでございます。

14ページをごらん願います。6款農林水産業費の3目農業振興費の19節負担金補助及び交付金でございますが、岩手地域農業マスタープラン実践支援事業補助金といたしまして628万1,000円を減額計上してございます。これは事業費の減によるものでございます。

次に、2目林業振興費と3目公有林村造林事業費の13節委託料でございますが、施業箇所等事業量の見直しによる予算の組み替えを行っております。

次に、4目漁港建設費でございますが、平井賀漁港地区と島越漁港地区の土地利用高度化再編整備事業に伴いまして、13節委託料から15ページの15節工事請負費、17節公有財産購入費、22節補償補填及び賠償金まで、それぞれ必要額を計上してございます。これは、主にいわゆる被災地の土地利用事業等に関連するものでございます。

16ページをごらん願います。7款商工費の3目観光費でございますが、洋食レストランの開業に向けて13節委託料を350万2,000円減額し、需用費に343万7,000円を追加計上してございます。

次に、8款土木費の2目道路維持費の17ページでございます13節委託料でございますが、道路維持管理委託料追加と除雪業務委託料を合わせまして1,200万円計上してございます。

18ページをごらん願います。11款災害復旧費の1目漁港施設災害復旧費の13節委託料でございますが、平井賀漁港（平井賀地区）震災瓦れき調査業務委託料といたしまして600万円を計上し

てございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 これちょっと教えてほしいというのはあれですが、臨時財政対策債819万8,000円、これを補正していますが、この補正の理由をお聞かせください。

それと、繰越金9,866万9,000円、これは前年度の繰越金の追加、これはいいわけですが、これで全てなのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

それから、6款の農林水産業費の負担金補助及び交付金の221万5,000円、木材加工機械整備費補助金、この中身についてお示しをいただきたいと思います。

とりあえず以上です。

○議長【工藤 求君】 総務課、大森主任主査。

○総務課主任主査【大森 泉君】 お答えいたします。

まず、臨時財政対策債でございますが、これは普通交付税の財源が国から毎年入ってくるわけなのですが、これが財源が不足した場合に臨時財政対策債を起こして、そして後年度にそのお金を返すときには国のほうで交付税措置、10分の10しますよというような仕組みになっております。この臨時財政対策債の額が7月の終わりぐらいに決定しましたので、今回全てを計上したという内容でございます。

それから、繰越金でございますが、これは前年度に余ったお金を今回一部計上してありまして、今全額計上しているわけではありませんでして、あと8,000万円くらい留保してあります。

以上でございます。

○議長【工藤 求君】 産業振興課長。

○産業振興課長【佐々木卓男君】 それから、農林水産業費の19負担金補助及び交付金であります、これ木材加工の機械設備補助金ということで、これは村のクラフトに、機械のローダーが故障しておりまして、それに対するクラフトへの補助ということで221万5,000円ということ、これ中古なのですけれども、中古の物件がありますので、それに対する補助ということであります。

○議長【工藤 求君】 2番、畠山拓雄君。

○2番【畠山拓雄君】 18ページの災害復旧費、平井賀漁港600万円の調査業務委託料になっておりますけれども、これの内容を詳しく説明をお願いします。

○議長【工藤 求君】 建設第一課長。

○建設第一課長【畠山恵太君】 ことし平井賀の湾内で重油が浮かび上がるという事故がございまして、その際にも潜りで行ったわけなのですが、まだあるということ、あるいは地区懇での地区の方からの要望もありました。それで、調査の内容でございますが、船による音波探査及び潜水士

を入れての調査になります。湾内一帯を調査いたします。

○議長【工藤 求君】 2番、畠山拓雄君。

○2番【畠山拓雄君】 はい、わかりました。前からお願いしていたので、本当にありがとうございます。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 16ページの商工費の、先ほど説明あった山海ろばたハウスの件ですが、これ予算の組み替えで需用費のほうにという説明だったと思いますが、これは山海ろばたハウスの修繕をするというのでよろしいのか、そうであるとすればどのように修繕なされるおつもりなのか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長【工藤 求君】 産業振興課長。

○産業振興課長【佐々木卓男君】 山海ろばたハウスは、ろばたハウスのあり方ということでいろいろ検討というか、してきました、それで地方創生の事業の中で有名シェフ、名前、伊藤シェフなのですがけれども、その方にいろいろと村で活動のプレゼンやら、そしてフレンチ料理のお披露目会やら、そして各地区の方々も対象にしてお披露目会、議員の方々にも言ったこともありますが、それからあと小学校、中学校の学校給食というふうなこと、キャリア教育等々を実施してきました。そのような流れの中で、これは今の山海ろばたを現状のままで仮のオープンをしていくというふうな考え方しておりますが、そしてそこの中ではこの修繕費というのは、今の中で例えば電球が、要は大きな改修というのではなくて部分的な修繕、今の現状を利用しながら一部修繕、例えばクロスを張る必要があるというのであればクロスを張るだとか、木製の手すりが揺らいでいけばそのところを直すだとかというふうな部分的な修繕をしながら対応していきたいというふうなことの修繕という意味であります。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 わかりました。それで、ろばたハウスの業務委託料、ちょっと今ここに当初予算書がありませんものですからあれですが、当初は幾らで、どれだけ減額するのか、これをお聞かせをいただきたいと思います。

それから、15節の工事請負費の観光振興施設駐車場防護柵等設置工事、この箇所について説明をいただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 政策推進課、渡辺主任主査。

○政策推進課主任主査【渡辺謙克君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

山海ろばたハウスの管理運営委託料は、当初予算では367万2,000円でございます。それを減額して、先ほど産業振興課長が言った費用のほうに振りかえると。

続きまして、観光振興施設駐車場防護柵等設置工事のほうですが、こちらはホテル羅賀荘のちょうどしおさい交流センター前の駐車場の柵が仮設のものになっておりまして、それがちょっと

崩れかかってきているというもので、そちらを設置するもの、あとはホテル羅賀荘の海側ののり面が今土が露出している状態で、また崩落が考えられるということで、芝を張ってそれを抑えるという目的の工事でございます。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 わかりました。それで、羅賀荘の前の防護柵の件でもうちょっとあれしますが、あれはそれこそ明治維新のときに、これ村長が得意の分野ですけれども、石浜のあれについて石碑みたいな建っておりましたですね。あれは直りましたですか。最近確認していないのですが、そのままにしてあるのか、直す予定なのか、それについてお聞かせいただきたいのですが、

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 あの軍艦浜の説明の件だと思いますけれども、時期を、そこは優先ではないだろうなと思って抑えてきましたけれども、修繕する、復旧することで考えております。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 15ページになりますが、公有財産購入費の補正で、羅賀に引き続き島越土地利用高度化再編用地購入費が形状になりました。計上したということは前進をしているというふうに理解をして、確認してみたいわけですが、地権者の数と、もちろん全員用地承諾は出たのかどうか、確認しておきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 建設第一課長。

○建設第一課長【畠山恵太君】 平井賀地区、島越地区、両方とも今回公有財産購入費をお願いしてございます。共同利用部分につきましては漁集事業、補助事業でできますけれども、後で個人利用する代替地分については単費での対応になります。今回は単費の部分の予算計上でございます。補助のほうはもう予算は計上されております。人数でございしますが、羅賀につきましては11人、島越につきましては9人でございます。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 答弁が詳しい説明ですので、かえって私は単刀直入のほうがわかりやすいのですが、今の羅賀地域の11名、島越地域の9名というのは、共同利用、個人利用、両方含むのかどうかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 建設第一課長。

○建設第一課長【畠山恵太君】 両方を含む場合もございします。といいますのは、例えば今500平米持っていて、その全部ではなくても一部でいいという、200平米欲しいとかそういう人もございしますので、その差分については共同利用のほうで使わせていただくというふうになります。

○6番【中村勝明君】 はい、わかりました。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 1点は道路新設改良費の件ですが、村道切牛真木沢線の交差点改良の件ですが、これは切牛地内で主要地方道と交差する箇所ということで理解しておいてよいか、それが1点。

あと、金額は大したことないのですが、企画費の負担金補助及び交付金のいきいき岩手結婚サポートセンター負担金3万5,000円、これ今計上するというのはちょっとぴんとこないのですが、何か新しく始めるということですか。当初予算で計上するのが何となく妥当なような気がするのですが、今計上する意味をお聞かせをいただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 建設第一課長。

○建設第一課長【畠山恵太君】 村道切牛真木沢線の交差点改良のご質問でございますが、場所が国道45号、鵜の巣に入ってくる道路のところ、その45号タッチの交差点改良でございます。

○議長【工藤 求君】 政策推進課長。

○政策推進課長【久保 豊君】 いきいき岩手結婚サポートセンター負担金の今の計上ということでございますが、これにつきましては県の事業でございまして、県の事業として10月の、来月の開設を目指して取り組みたいということで、これが年度の途中でしたが、5月に担当課長会議とかというのが開催されまして、年度途中にこういうのが、その前からそういう協力はあったわけでございますが、具体的に負担金の額とかそういうのを詰めてきたのが最近になってでございます。10月の開設を目指した負担金ということです。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 村道の件ですが、45号線タッチの部分ということですが、簡単に言うとなどのように改良するのかご説明をいただきたいと思いますが。

○議長【工藤 求君】 建設第一課長。

○建設第一課長【畠山恵太君】 現在は真ん中に島がありますけれども、どうも国道に出るときにちょっと向きといいますか、国道の車を把握しにくいということで、その島を取って、国道タッチのところを狭めて、90度に国道に進入できるように、そのように改良を考えております。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 改良の方法についてはわかりましたが、そこに鵜の巣断崖の看板がありますよね。あれについては今までどおりですか、それとも何かどこかに移設するとか、そういうことですか。そこまでいじらないのかな、そこら辺も説明いただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 建設第一課長。

○建設第一課長【畠山恵太君】 その看板でございますが、結構腐食しておりまして、撤去するというので考えております。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 腐食して、撤去はわかりましたが、ではその後についてはどのようにお考え

ですか。

○議長【工藤 求君】 建設第一課長。

○建設第一課長【畠山恵太君】 その場所が鶯の巣断崖ではございませんで、国道のほうにも鶯の巣断崖の案内標識は設置しておりますので、新たに鶯の巣断崖というのをそこに設置することは考えておりません。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 いや、それは観光客に不親切ではないですか。今沿岸道路も通っているわけですが、あそこら辺非常にぐるぐる回るような形になっていまして、鶯の巣断崖は村にとっては大切な観光地だと思いますので、看板が腐食したから撤去して、あとはありませんというのは、ちょっといかなものかと思うのですが、村長いかがですか。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 今ご指摘の点については、やっぱり考えなければならぬと思いますので、検討させていただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 14ページになりますが、農業費の5目農地費の修繕費160万円なのですが、これを説明していただきたいと思います。あとは、16ページの観光費の需用費、修繕費追加300万円、この説明をお願いします……これはいいね。農地費だけお願いしたいと思います。

○議長【工藤 求君】 建設第一課長。

○建設第一課長【畠山恵太君】 農地費の修繕費160万円ですが、田代の専用水道のろ過のために膜モジュールというのを設置してございますが、その機能が低下しておりますので、膜モジュール6本でございまして、それを交換する費用でございまして。

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第9号 平成27年度田野畑村一般会計補正予算(第3号)は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第11、議案第10号 平成27年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【佐々木 靖君】 議案第10号 平成27年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございます。事業勘定に今回286万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,228万5,000円とし、直営診療施設勘定に今回794万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,135万7,000円とする内容でございます。

5ページをごらん願います。事業勘定の歳入でございます。11款繰越金の1目療養給付費交付金繰越金でございますが、療養給付費交付金繰越金として261万8,000円を追加計上してございます。

6ページをごらん願います。歳出でございます。11款諸支出金の1目償還金の23節償還金利子及び割引料でございますが、退職者医療費交付金返還金として261万8,000円を追加計上してございます。

11ページをごらん願います。直営診療施設勘定の歳入でございます。1款診療収入の1目健康診断料収入の1節現年度分でございますが、医科各種予防接種委託料等として714万9,000円を追加計上してございます。

12ページをごらん願います。歳出でございます。1款総務費の1目一般管理費の11節需用費でございますが、医科の医薬材料費といたしまして754万3,000円を追加計上してございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 済みません、ちょっと不勉強なものでお恥ずかしい、恥をかきながら聞くのですが、医科の各種予防接種委託料の追加の件ですが、これは全部診療所ですか。気になるのは、村外に出ている者が予防接種した場合どうだったかなというのが、ちょっとそこら辺わからなかったものですから、その点についてご説明をいただきたいと思っております。

○議長【工藤 求君】 保健福祉課長。

○保健福祉課長【佐藤俊一君】 お答えいたしますが、村の場合には全額無料でインフルエンザ受けます。その金額で例えば住所が田野畑にあって盛岡の高校に行っているとか、そういう人は村外の申請をしまして、最寄りの盛岡の病院に行ってインフルエンザをしてもらうと。村で出す金額以上の場合、差額は個人で出してもらいますが、その範囲内であれば直接村がそっちの病院のほうに支払うということしております。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 わかりました。ありがとうございました。この金額については、それも含んでいるというふうに理解してよろしいですか、それは別個になるわけですか。

○議長【工藤 求君】 保健福祉課長。

○保健福祉課長【佐藤俊一君】 含まれているのと、今回単価が若干上がったので、その辺の補正でございます。

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第10号 平成27年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第12、議案第11号 平成27年度田野畑村簡易水道特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【佐々木 靖君】 議案第11号 平成27年度田野畑村簡易水道特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございますが、今回1億5,000万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,735万8,000円とする内容でございます。

3ページをごらん願います。第2表、地方債補正の変更でございます。島越漁港地区漁業集落防災機能強化事業として1,680万円を追加し、限度額を1,830万円に変更するものでございます。

6ページをごらん願います。歳入でございます。2款繰入金の1目一般管理繰入金でございますが、一般会計繰入金として1億3,320万円を追加計上してございます。

次に、4款村債の1目簡易水道事業債でございますが、島越漁港地区漁業集落防災機能強化事業債として1,680万円を追加計上してございます。

7ページをごらん願います。歳出でございます。1款総務費の1目簡易水道施設費でございま

すが、13節委託料に島越漁港地区水産飲雑用水施設測量調査設計委託料として1,400万円を計上してございます。また、15節工事請負費に島越漁港地区水産飲雑用水施設整備工事費として1億3,600万円を追加計上してございます。これは、浜岩泉営農飲雑用水から切牛簡易水道へ水を供給しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 今の工事請負費の1億3,600万円の工事ですが、浜岩泉飲雑用水から切牛幹線のほうにということで間違いないですね。どうでしょう、前の新しく黎明台ができるということで、そこに水を引くのに今の現状では足りないの、浜岩泉飲雑用水から引っ張れば足りるのではないかと議論した経過もあると思うのですが、要は今やっている、漁業集落の大芦地区でやっている工事では水量が足りないということなのではないでしょうか。そこら辺のちょっとご説明をいただきたいのですが。

○議長【工藤 求君】 建設第一課長。

○建設第一課長【畠山恵太君】 水源としましては2カ所でやっておりました。ただ、去年の雪不足、それからことしの降水不足で、実は6月に給水車を出して対応した経過がございます。もともと水源の調査をした際は、25年度に3回調査をいたしまして、そのときは十分にございました。ただ、異常気象の場合は非常に不安定ということがわかりましたので、火事とかの場合は非常に問題になるということで、それで浜岩泉の専用水道のほうなのですけれども、あそこは着水といひまして、一番最初に受けるところで水を捨てている部分がございます。その捨てている部分について、専用水道の組合員のほうからここにいただけないかというお願ひをして、臨時総会をしていただいて、その水については引っ張っていいよというふうに議決をしていただきました。延長的には2.6キロございます。それをポンプ槽をつくりまして、切牛浄水場まで送って、水源の安定化を図るというふうな工事内容でございます。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 それができるのであれば、今の2億幾らですか、その工事というのは要らなかったのではないですか。結局それができないということで、新しく水源をとということで今工事やっているのでしょうか。何か行ったり来たりが無駄なお金を使っているように私には見えるのですが、当初からこれは想定されたというか、浜岩泉飲雑用水から引っ張るということは全然考えなかったのですか。かなりの水量捨てているのはみんな知っているわけですので、もしこれが今できるのであれば、切牛浄水系の工事が無駄になりませんか。私にはそういうふうに見えるのですが、いかがですか。

○議長【工藤 求君】 建設第一課長。

○建設第一課長【畠山恵太君】 金額のお話ですけれども、細くなった沢というのは第2水源の沢で
ございます。そこの取水工事は約5,000万円でございます。浄水場本体は必要なもので、きょう
の1号議案で変更契約可決していただきましたが、それは3億円の浄水場工事でございます。や
っぱり水源の安定といいますか、切牛浄水場は特にも沢、川がないところであります。それで、
最初は2本でも大丈夫という水源の調査結果でございました。今回浜岩泉を追加するといふこと
なのですけれども、私が今の課になって、浜岩泉のほうの組合に1回お願いした経過がございま
す。そのときは断られました。今回かなり厳しい状況になっているといふことでまたお願いして、
臨時総会で、では仕方がないなといふことで水を分けてあげますといふふうになりました。

○7番【鈴木隆昭君】 議長、ちょっと休憩をお願いしていいですか。

○議長【工藤 求君】 暫時休憩します。

休憩（午前11時58分）

再開（午後 零時05分）

○議長【工藤 求君】 休憩前に引き続き会議を再開します。

何かご質問ございますか。

○7番【鈴木隆昭君】 いや、これどうも腑に落ちないのは私だけかな。結局3億幾らかけて新しい
水源を探して、途中までやっていたわけですよ。前の私の記憶に間違いがあればあれですけれ
ども、浜岩泉飲雑用水から引っ張れないよねということだったと思うのですが、違いますか。も
しこれができるのであれば、3億幾らまでかける必要があったのですか。そこを聞きたいのです。
ひょっとしたらもう少し簡易的なものでも済んだかもしれないし、結局3億幾らかけて全部引っ
張ろうとしたから、3億幾らという補正まで含めてですけれども、予算を取ったのでしょけれ
ども、もしこれが最初からできるのであれば、私にすれば税金の無駄遣い以外の何物でもないよ
うに見えるのですが、村長いかがですか。すぐでなくてもいいですが。

○建設第一課長【畠山恵太君】 3億円という意味、ちょっとこっこのほうでも理解したところなの
ですけれども、浜岩泉から分けていただく水は原水です。河川水です。河川水のままのものを切
牛の浄水場に持って行って、そこで浄水しますので、3億円というお金は無駄ではございません。
浜岩泉の専用水道で浄化したものを使うのであれば規模を大きくして、浄化したのを使うのであ
れば新たに3億円の浄水場はつくる必要はないのですけれども、あくまでも原水を利用いたしま
すので、浄水場の3億円というのは必要でございます。

（休憩の声あり）

○議長【工藤 求君】 暫時休憩します。

休憩（午後 零時08分）

再開（午後 零時 10分）

○議長【工藤 求君】 再開します。

昼食のため1時まで休憩します。

休憩（午後 零時 10分）

再開（午後 1時01分）

○議長【工藤 求君】 休憩前に引き続き会議を再開します。

何か質問ございませんか。

7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 それでは、今後のために確認作業だけします。先ほどの浜岩泉飲雑用水の件ですが、当初は法律的に今の飲雑用水を利用できないということではなくて、浜岩泉飲雑用水の利用組合から断られたでいいわけですね。今回水量が不足したので、もう一度お願いしたら許可を得たという解釈でいいわけですね。まずそれを確認してみたいと思います。

○議長【工藤 求君】 建設第一課長。

○建設第一課長【畠山恵太君】 最初はたしか去年お願いした際に断られまして、ことし……

（何事か声あり）

○建設第一課長【畠山恵太君】 自分自身がお願いしたというのは去年で、そのとき断られまして、ことし困った事態が生じたというので再度お願いして、臨時総会を開いていただいて、原水を切牛簡水に供給するのには議決をしていただいたということでございます。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 ますますわからなくなってきたというのが実感なのですが、当初黎明台団地を造成するという段階で、当然やっぱり当時水がありやなしやの議論はかなりやったような気がするのですが、そのときには別に浜岩泉飲雑用水の利用ということについては当局のほうで考えていなかったということで理解していてよろしいのですか。何か違うような気がするのですけれども、いかがですか。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 午前中からの議論の中身を整理しますと、3つほどあると思います。1つ目は、計画時点で、しからば水源の確保の問題で、行政として皆様に議論する上でこういう条件がありますよという選択肢の広がりというのを、そこは多元性だったり多様性だったり柔軟性だとは思いますが、そういったことが若干なくて、既存のところの施設及び真木沢の支川を水源として大丈夫であろうという中で、今現在に来たという点であります。

先ほど午前中も話ししたように、島越の水源をここの上に引っ張ること、それから真木沢の上流に新たな水源が必要なのか、それから今、管理上の話の中で浜岩泉の飲雑用水の施設をお借り

しながらというような多角的な議論もしなければならなかったと思います。そういった意味で、当初の団地の中での最低限電気やら水道の整備が本当に間に合うのかどうかというところの変容性も含めて、安全性も含めて議論しなければならなかったと。ところが、事業上はもう進んできたということで、その点について今課長が話ししたわけで、実施上やってきたら実は水がないよというところで、緊急避難的にこれを対応しなければならないという実態だという、この2つ目の問題です。

それから、3つ目は施設が上水施設と原水という問題の整理をしなければならないわけですので、今整理するのは浜岩泉の飲雑用水施設のみでは当然足りない、切牛は切牛として1本の浄水場を整備をして原水を確保しようとしたのだけれども、原水そのものが足りないの、それを補完しなければならないということを今話ししているところです。ここらは今の時点で考えれば、最初の構想の中でそういう多面性だったり多元性という判断基準が若干足らなかったのかなというところでした。実施に当たって出たことに対して、緊急対応しなければならないのは今の県下の課題でありますので、これは決して投資が過大ではなくて、その方針に基づいてやって、最低限の施設を整備しなければならないというところに落ち着いて整備した内容でありますので、議論については我々とすれば最低限のものを今の移転した人たちに供給するということは基本的な姿勢でありますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 しかれば、もうこれでやめますが、1点だけ。今の浜岩泉飲雑用水も浄化しているわけですね。それで、結局放流しているのが日量たしか120トンというように答弁をいただいたような気がするのですが、日量120トン进行今の浜岩泉飲雑用水の浄水場で処理できないのですか。120トンですね、日量。これぐらいはできそうな気がするのですが、もう今でぎりぎりなわけですか。

○議長【工藤 求君】 建設第一課長。

○建設第一課長【畠山恵太君】 浜岩泉飲雑用水の処理能力は1日260トンです。あそこの地区は乳牛がかなりいるところで、そのために結構水量が必要だというふうになっております。能力には若干余裕はあるかとは思いますがけれども、切牛簡水を賄うだけの量はないです。

済みません、120トンなのですけれども、あそこは七滝のほうの沢からずっと自然流下で持ってきています。それで、一番最初に着水というところに水が入ってくるわけなのですけれども、そこで余計な水といいますか、使わない水は側溝のほうに流す仕組みになっております。その側溝に流す余計な水を今回切牛のほうまで持っていくという、原水ですね、持っていく計画です。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 これ我々も気をつけなければならないことですが、こういう大事な、特にも個人の投資を伴う施設整備の場合に出てからでは、これは遅いわけですし、水源がないと

いうことを今さらというのは本当にお恥ずかしい話でありますけれども、こういうような事業に当たっては議会に対してもこの変容性、安全性がどういうふうに確保されるのかということを経済会の中にも提供して、より多面的な議論ができるようにしなければならないと本当に反省しているところです。計画の流れはそういった流れで来たわけですが、今後こういった事例に鑑みながら、政策的な部分については議員の皆様幅広い議論ができるように、我々も努めて条件を提示できるようにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 やめると言いながらまた手挙げてしまいましたけれども、先ほどの担当課長の答弁だと、担当課長が担当するようになってから去年、今までの流れとして浜岩泉飲雑用水の水を利用するということについては、当局では全然検討しなかったのか、してみたのだけれどもだめだったのか、それをもう一回確認したくなってきましたので。あと、これは確かに水のことですから、不足しては大変ですけれども、まだ震災から4年半しかたっていないわけで、実際切牛浄水系の工事始まってからそんなに年月がたっていないわけですが、そしてまたそれで足りなくなるという、要は極端に言ってみれば計画に甘さがあったのではないかというのを指摘せざるを得ないと私は考えておりますので、今後につきましては500や300のお金であればいいとか悪いとかと議論するつもりもないですけれども、お金はお金ですから、今後これで1億5,000万円さらに必要という、こういう結果を生むという事業の執行のあり方というのは、これ厳に慎まなければならないというふうに私は考えますが、もう一回村長からその点について。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 今担当する課長も引き継いだ上で、同じような思いで担当していると思うし、先ほど話したとおり、やはりこういうことがあってはならない状況でありますので、今後計画時における多面的な多面性、多様性、そういったものをしっかりと、柔軟性というのを含めて議論できる、またそういうふうにすることが我々として、当局として皆様に議論するための筋、条件を付しできるように努力したいと思います。改めまして計画の甘さということがあったことは事実だということは認めつつ、しっかりとやってまいりたいと思います。

○議長【工藤 求君】 建設第一課長。

○建設第一課長【畠山恵太君】 切牛簡水の取水源は県道の近くといますか、さっきの沢が取水源でございます。それにつきまして平成25年度に3回水量調査しています。一番水のない冬、そういったのも含めて3回ですが、前回と1日当たりの水量は200トンは超えておりました。切牛簡水に必要な水量というのは150トンで、まずそのときは間に合うものというふうに考えて設計、計画したものでございますが、ことしにつきましては雪不足、それから雨不足という悪い条件が重なってしまいまして、水が足りなくなりました。ただ、そういったことが今後ないとも限りませんので、安全のために新たな水源を確保しようとするものでございます。

○7番【鈴木隆昭君】 もう一点聞いた飲雑用水の利用は全然当局では検討しなかったのかどうか、その点はいかがですか、当初から。それも聞いたような気がするのですが。

○議長【工藤 求君】 建設第一課長。

○建設第一課長【畠山恵太君】 済みません、当初計画のときにかかわった職員おらなくて、今ちょっとわかりかねるところはございます。ただ、去年副といたしますか、2カ所水源今使っておるのですけれども、1カ所が先ほど話しました県道下の沢、それからもう一カ所が白坂線と、今の浄水場がある奥のところ、その2カ所目の工事についてもっと安定的に水を確保できるところがないかということで、浜岩泉のほうに目つけまして、組合員にはお願いしたのですけれども、そのときは断られてしまいまして、そういった経緯ですけれども、済みません、当時のちょっとわからないです。

○議長【工藤 求君】 暫時休憩します。

休憩（午後 1時16分）

再開（午後 1時21分）

○議長【工藤 求君】 会議を再開します。

何かご質問ございませんか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第11号 平成27年度田野畑村簡易水道特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第13、議案第12号 平成27年度田野畑村集落排水特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【佐々木 靖君】 議案第12号 平成27年度田野畑村集落排水特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございますが、今回1,589万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,179万7,000円とする内容でございます。

3ページをごらん願います。第2表、地方債補正の変更でございます。島越漁港地区漁業集落防災機能強化事業として110万円を追加し、限度額を660万円に変更するものでございます。

6ページをごらん願います。歳入でございます。2款県支出金の1目農林水産業費県補助金の1節水産業費補助金でございますが、岩手県東日本大震災復興交付金として1,188万9,000円を追加計上してございます。

7ページをごらん願います。歳出でございます。1款総務費の1目排水処理施設費の13節委託料でございますが、上澄み水及び脱水ろ液等運搬業務委託料として920万円を計上してございます。また、15節工事請負費でございますが、島越漁港地区漁業集落排水処理施設整備工事費追加と、平井賀漁港地区と島越漁港地区の漁業集落排水処理施設解体撤去工事費減額を合わせまして、660万円を計上してございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第12号 平成27年度田野畑村集落排水特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第14、議案第13号 平成27年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【佐々木 靖君】 議案第13号 平成27年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございますが、保険事業勘定に今回1,761万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,256万6,000円とする内容でございます。

5ページをごらん願います。歳入でございます。9款繰越金の1目繰越金でございますが、前年度繰越金として1,761万4,000円を追加計上してございます。

6ページをごらん願います。歳出でございます。4款基金積立金の1目介護給付費準備基金積立金に25節積立金でございますが、介護給付費準備基金積立金といたしまして978万1,000円を追加計上してございます。

次に、5款諸支出金の1目償還金の23節償還金利子及び割引料でございますが、介護給付費負担金等返還金と地域支援事業交付金返還金と合わせまして783万4,000円を追加計上してございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第13号 平成27年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第15、議案第14号 平成27年度田野畑村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【佐々木 靖君】 議案第14号 平成27年度田野畑村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございますが、今回82万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,641万6,000円とする内容でございます。

5ページをごらん願います。歳入でございます。1款保険料の1目後期高齢者医療保険料の2節現年度分普通徴収保険料でございますが、普通徴収保険料として77万2,000円を追加計上してございます。

6ページをごらん願います。歳出でございます。2款後期高齢者医療広域連合納付金の1目後期高齢者医療広域連合納付金の19節負担金補助及び交付金でございますが、岩手県後期高齢者医療広域連合納付金として82万6,000円を追加計上してございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第14号 平成27年度田野畑村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長【工藤 求君】 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

(午後 1時29分)